

Uターン者住宅購入等支援制度を拡充しました

南丹市Uターン者住宅購入・新築支援商品券交付制度の交付対象となる方の要件を拡充し、市内で住宅を購入、新築または改築をするUターンする子育て世帯に対して、南丹市商工会の商品券を複数年にわたり交付します。

●**変更内容** 要件を満たすUターン世帯が3親等以内の親族の所有する住宅へ入居する場合には、世帯の構成員が改築の契約を締結した場合も交付の対象とすることができます。

●**交付額**

住宅補助の別	交付額	交付年次と額	
新築・新築住宅購入 ※工事費、購入費が500万円以上であること	該当世帯につき100万円	1年目	40万円
		2年目	30万円
		3年目	20万円
		4年目	10万円
改築・中古住宅購入 ※工事費、購入費が300万円以上であること	該当世帯につき60万円	1年目	30万円
		2年目	20万円
		3年目	10万円

●**交付対象者** 次の要件を全て満たす世帯

- ①住宅購入、新築または改築のいずれかの契約を締結した方を含む世帯であること。ただし、住宅購入にあつては2親等以内の親族から購入するものでないこと。
 - ②交付申請日の属する年度の4月1日時点において、18歳未満の方と、その方を養育する3親等以内の方をもって転入する子育て世帯であること。ただし、養育者のうち一人が50歳未満である場合に限る。
 - ③移住する世帯員に、3年以上市外に居住したUターン者が含まれていること。
 - ④商品券の交付を受けた日から、引き続き南丹市に5年以上定住することを誓約する世帯であること。
 - ⑤住宅購入などの契約に基づく引き渡しの前後6カ月以内に、住民登録をした世帯であること。
 - ⑥前年(申請が1月～6月までの間にあるときは前々年)の合計所得額が1千万円以上でないこと。
 - ⑦市税などの滞納がないこと。
 - ⑧暴力団員でないこと。
 - ⑨住宅購入などを行った住宅の所有者を含む世帯であること。
- ※上記①～⑨に該当する世帯が3親等以内の親族の所有する住宅へ入居する場合、その所有者または転入する世帯の構成員が改築の契約を締結した場合も対象とすることができます。

●**交付申請の期限** 住宅購入などの契約に基づく引き渡し後、6カ月以内に申請してください。

※詳細はお問い合わせください。

☎固定住・企画戦略課 ☎(0771)68-0003 ✉kikaku@city.nantan.lg.jp

U・Iターン就職支度商品券交付制度について

市内事業所の人材確保と市内事業所への就職を契機に定住してもらうことを目的として、南丹市商工会の商品券を交付します。

●**交付額** 商品券5万円分

●**交付対象者** 市内在住で、次の要件全てに該当する方

- ①市内事業所の正規雇用労働者となり、雇用を契機に本市に移住した雇用時の年齢が40歳未満の方
- ②転入から5年以上、本市から転出しない意思を有する方
- ③市税などの滞納がないこと

④生活実態が伴わない転出や転入でないこと

⑤暴力団員でないこと

●**交付申請の期限** 市内事業所に就職した日から6カ月以内が期限となっています。期限を過ぎると交付対象の方でも申請いただけませんのでご注意ください。

※詳細はお問い合わせください。

☎固定住・企画戦略課

☎(0771)68-0003

✉kikaku@city.nantan.lg.jp